

屋外広告物設置者 各位

屋外広告物許可証票の貼付について

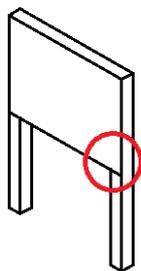
守谷市都市整備部 都市計画課
交通政策・景観グループ

日頃より、屋外広告物の適切な掲出・管理にご協力いただき、御礼申し上げます。

これまで、屋外広告物の掲出許可に際しては、一度の申請に対し「許可証票(円形シール)」を 1 枚交付しておりましたが、良好な景観形成の推進と屋外広告物の安全管理の徹底を図るため、原則として許可を受ける広告物の基数と同数の許可証票を交付することとしますので、以下を参考に、適切な箇所への貼付にご協力をお願いいたします。

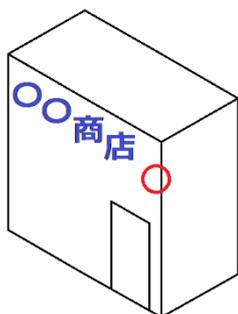
【貼付の例】

○視認可能な位置への貼付をお願いいたします。



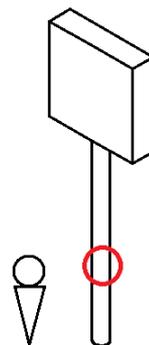
野立広告板

表示面の端など



建築物利用広告

表示面と同一壁面上など



広告塔

支柱の見やすい位置など

○次のような広告物は証票貼付不要とする場合があります。

- ・屋上利用広告物など、高所にあり貼付が難しく、かつ、証票を視認しづらいもの
- ・貼付に適さない材質のもの

【貼付完了報告】

許可証票の貼付が完了しましたら、写真撮影の上、下記まで提出(郵送可)をお願いいたします。

また、状況に応じて、職員が掲出箇所の確認に訪問する場合があります。

守谷市役所 都市計画課 交通政策・景観グループ
0297-45-1111 内線 247
【メール】toshikei@city.moriya.ibaraki.jp
【郵 送】302-0198 守谷市大柏 950 番地の 1